

◇熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則

- 1 薬事法等の一部改正に伴い、引用している法令の条項等を改めることとした。(第3条、第5条、第10条、第12条及び別記様式関係)
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の熊本県薬事法施行細則の規定に基づいて提出されている願書は、改正後の熊本県薬事法施行細則の規定に基づいて提出された願書とみなすこととした。

◇熊本県旅館業法施行細則の一部を改正する規則

- 1 旅館業法施行規則第4条の2第2号に規定する知事が必要と認める事項は、年齢、性別、宿泊客室名、到着時刻及び出発時刻とすることとした。(第8条関係)
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県温泉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 施行規則第6条に新たな掲示項目が追加されたことに伴い、知事への届出様式を改めることとした。(別記第13号様式関係)
- 2 「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改めることとした。(第2条、第13条、別記第1号様式、別記第15号様式及び別記第16号様式関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、別記第13号様式の改正規定は、平成17年5月24日から施行することとした。
- 4 平成17年5月24日前に温泉法施行規則の一部を改正する省令(平成17年環境省令第2号)附則第2項の規定による届出をしようとする者は、改正後の熊本県温泉法施行細則別記第13号様式によりこれを行うことができることとした。

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

- 1 クリーニング所開設届出書に業務用車両の有無及び構造の概要並びに洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所において、洗濯物の処理を行うクリーニング所の記載欄を追加することとした。(別記第1号様式関係)
- 2 無店舗取次営業届出書に洗濯物の処理を行うクリーニング所の記載欄を追加することとした。(別記第1号様式の2関係)
- 3 別記様式中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改めることとした。(別記第2号様式の2及び様式の3関係)
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の排水施設を設置する指定工場に対する水素イオン濃度その他の水の汚染状態を示す項目に、窒素及びりんの含有量を追加することとした。(第18条関係)
- 2 この規則で水質汚濁防止法から横出しした排水施設に、し尿処理施設(201人以上500人以下のし尿浄化槽)を追加することとした。(別表第8関係)
- 3 窒素及びりんの含有量の排水基準は、有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に排出される排水に限って適用することとした。(別表第10関係)
- 4 1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上の排水施設を設置する指定工場に対する排水基準を定めることとした。(別表第10関係)
- 5 3および4に伴い、別表第10の備考を準用している別表第10の2の備考を整理することとした。(別表第10の2関係)
- 6 この規則は、平成20年4月1日から施行することとした。

◇熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 題名を「熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則」に改めることとした。
- 2 「フロン類回収業者等」を「第一種フロン類回収業者」に改めることとした。(第1条関係)
- 3 第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録制度が自動車リサイクル法へ移管されたことから、関係規定を削除することとした。(第2条関係)
- 4 第二種特定製品引取業者登録簿(別記第2号様式)及び第二種フロン類回収業者登録簿(別記第3号様式)を削除することとした。
- 5 廃業届出書の様式(別記第4号様式)を改め、別記第2号様式とするとともに、破産法の廃止制定に伴い、関係規定を整理する必要があることとした。
- 6 身分証明書については、フロン回収・破壊法施行規則に定める様式によることとし、県の様式(別記第5号様式)は、削除することとした。
- 7 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
- 8 自動車リサイクル法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収・破壊法第36条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品に係る第二種フロン類回収業者の登録等については、改正前の熊本県フロン類回収業者等の登録等に関する規則第2条第3項及び第3条から第10条までの規定は、なおその効力を有することとした。

◇熊本県食の安全安心推進条例施行規則

- 1 この施行規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
- 2 条例第15条の申出について、申出者及び県の手続を規定することとした。(第2条関係)
- 3 条例第18条第2項に規定する身分証明書の様式を定めることとした。(第3条関係)
- 4 条例第19条第1項に規定する勧告について、勧告書の様式を定めることとした。(第4条関係)
- 5 条例第19条第2項に規定する公表の方法を規定することとした。(第5条関係)
- 6 条例第19条第3項の生産者が意見を述べ、証拠を提示する機会について、当該生産者及び県の手続を規定するとともに、意見書及び意見陳述機会付与通知書の様式を定めることとした。(第6条関係)
- 7 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、第3条から第6条までの規定は、平成17年10月1日から施行することとした。(附則)

◇熊本県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

- 1 熊本県改良普及員資格試験条例の廃止に伴い、熊本県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和28年熊本県規則第48号)を廃止することとした。
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
- 3 合格証書の再交付については、廃止前の熊本県改良普及員資格試験条例施行規則第6条の規定は、なおその効力を有することとした。

◇熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則

- 1 「ほ場」を「ほ場」に改めることとした。(題名、第1条及び第4条第1項関係)
- 2 「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改めることとした。(第2条関係)
- 3 「り病」を「り病」に改めることとした。(第4条第1項関係)
- 4 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県会計規則の一部を改正する規則

- 1 平成17年度の組織改編等に伴い、関係規定の整理を行うこととした。(第2条第3号、別表第1、別表第4及び別表第5関係)
- 2 資金前渡のできる経費として、特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機)及び自動車に係るリサイクル料金(自動車のリサイクルに係る資金管理料金及び情報管理料金を含む。)を追加するため規定の整備を行うこととした。(第39条第18号関係)
- 3 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

◇熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則

- 1 第6条中「重要備品」を「1,000万円以上の重要備品」に、「その他」を「その他の」に改めることとした。
- 2 この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第18号

熊本県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

熊本県知事	熊本県知事が任命する職員
熊本県議会議長	熊本県議会議長が任命する職員
熊本県選挙管理委員会	熊本県選挙管理委員会が任命する職員
熊本県代表監査委員	熊本県代表監査委員が任命する職員
熊本県人事委員会	熊本県人事委員会が任命する職員
熊本県各海区漁業調整委員会	熊本県各海区漁業調整委員会が任命する職員
熊本県公営企業管理者	熊本県公営企業管理者が任命する職員